

# 東村山市情報公開制度等 運用状況 (平成25年8月～平成25年12月分)

情報公開条例公布日 平成10年12月24日

施行日 平成11年7月1日

総務課 情報公關係

作成日 平成26年1月30日

### 3 情報公開請求件数 (平成25年8月1日～平成25年12月31日)

請求(申出)件数と決定内容の内訳												
月	請求者数 (年間実人数 の累計)	請求数 (請求・申出数)	義務的請求 (注1)	任意的申出 (注2)	請求件数 (所管課別)	全部公開	部分公開	非公開 (注3)	文書 不存在	存否応答 拒否	検討中 (注4)	その他
4月	3	4	4		6	1	4					1 (取下げ)
5月	5	5	4	1	13	10	3					
6月	6	3	3		3	3						
7月	8	3	2	1 (内、電子 申請1)	3	1	2					
8月	9	1		1	1	1						
9月	12	5	2	3	5	3	1		1			
10月	13	2	1	1	2		1					1 (取下げ)
11月	20	7	5	2	8	3	4		1			
12月	23	6	6		6		6					
1月												
2月												
3月												
合計	-	36	24	9	47	22	21	0	2	0	1	2
比率(%)	-	100.0%	66.7%	25.0%	100.0%	46.8%	44.7%	0.0%	4.3%	0.0%	2.1%	4.3%

(注1) 義務的請求とは、条例施行日(平成11年7月1日)以後に作成又は取得した公文書に対する公開請求である。

(注2) 任意的申出とは、条例施行日(平成11年7月1日)より前に作成又は取得した公文書に対する公開申出及び条例第5条に定める義務的請求が可能なる者以外からの公開申出である。

(注3) 請求のあった公文書は存在するが、条例第6条各号に該当し非公開としたもの。

(注4) 月末時点において公開決定期間未到達、未決定あるいは請求者と連絡が取れないもの。

#### 4 情報公開請求の所管別内訳 (平成25年8月1日～平成25年12月31日)

実施機関	所管名	件数	比率(%)	
議会	議会事務局		0.0%	
市長	経営政策部	会計課	0.0%	
		秘書課	0.0%	
		施設再生計画担当	0.0%	
		企画政策課	6	27.2%
		行政経営課	0.0%	
		広報広聴課	0.0%	
		財政課	0.0%	
		情報政策課	0.0%	
		総務部	総務課	
	人事課		1	4.55%
	管財課		1	4.55%
	契約課			0.0%
	法務課			0.0%
	市民部	市民課		0.0%
		市民協働課		0.0%
		生活文化課		0.0%
		課税課		0.0%
		納税課		0.0%
		産業振興課		0.0%
		防災安全課		0.0%
		健康福祉部	地域福祉推進課	1
	生活福祉課			0.0%
	高齢介護課		1	4.55%
	障害支援課			0.0%
	健康課			0.0%
	保険年金課			0.0%
	子ども家庭部	子ども総務課		0.0%
		子育て支援課		0.0%
		子ども育成課	1	4.55%
		児童課	1	4.55%

実施機関	所管名	件数	比率(%)			
市長	資源循環部	管理課	1	4.55%		
		ごみ減量推進課		0.0%		
		施設課		0.0%		
	都市環境部	都市計画課		0.0%		
		用地・事業課	1	4.55%		
		みどりと環境課	4	18.2%		
		道路管理課		0.0%		
		下水道課		0.0%		
		まちづくり推進課		0.0%		
		交通課	1	4.55%		
		教育委員会	教育部	庶務課	1	4.55%
				学務課		0.0%
指導室				0.0%		
(学校)	小学校			0.0%		
	中学校			0.0%		
教育支援課				0.0%		
社会教育課				0.0%		
市民スポーツ課	1			4.55%		
国体推進室				0.0%		
図書館				0.0%		
公民館	1			4.55%		
ふるさと歴史館		0.0%				
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局		0.0%			
農業委員会	農業委員会事務局		0.0%			
監査委員	監査委員事務局		0.0%			
固定資産評価審査委員会			0.0%			
合 計		22	100.0%			

## 5 情報公開請求の状況(平成25年8月1日～平成25年12月31日)

	請求年月日	請求公文書の名称または内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
16	H25.8.9	H24年度に実施された以下3件の入札の予定価格積出の内訳書 1. 2012-00059 市立大岱小学校耐震補強工事 2. 2012-00061 市立北山小学校耐震補強工事 3. 2012-00062 市立秋津東小学校耐震補強工事	H25.8.14	公開	1. 工事設計書(市立大岱小学校耐震補強工事) 2. 工事設計書(市立北山小学校耐震補強工事) 3. 工事設計書(市立秋津東小学校耐震補強工事)		庶務課	任意的申出
17	H25.9.2	ボーリング調査結果の柱状図、調査位置図(第四中学校と第七中学校のもの)	H25.9.5	部分公開	以下の施設に係るボーリング調査結果の柱状図及び調査位置図 1. 市立東村山第4中学校 2. 市立東村山第7中学校	「柱状図中の技術者氏名」は特定個人を識別できる情報であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	管財課	任意的申出
18	H25.9.5	ごみの有料袋の取扱い店になれる条件の取決め基準が書かれたもの	H25.9.11	公開	東村山市一般廃棄物処理手数料取扱店の指定等に関する要領		管理課	
19	H25.9.9	東村山市青葉町2- における環境確保条例第116条の土壌調査資料(今精機光学工業株式会社に関するもの)	H25.9.18	非公開 (文書不存在)		当該株式会社は青葉町2- - に存在したが、H17.7.1に土地所有者が他社に移転している。このことからこの時期に廃業若しくは移転したものとされるが、請求に該当する文書が当該株式会社から提出された記録がなく、文書が存在しないため非公開	みどりと環境課	任意的申出
20	H25.9.19	H24年度第1、第2野火止児童クラブの東京都の運営補助金申請書類一式、実績報告書一式	H25.10.1	公開	1. H24年度No.103起案書「学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)運営費補助金の交付申請」 2. H24年度No.165起案書「学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)運営費補助金の交付申請(差替)」 3. H24年度No.65起案書「学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)運営費補助金の実績報告」		児童課	

	請求年月日	請求公文書の名称または内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
21	H25.9.19	空き地(東村山市美住町2- - )の所有者様への植栽剪定の依頼通知	H25.9.30	公開	1. 24 東都み発第20号通知 「空き地の適正管理(除草)について(お願い)」 2. 24 東都み発第37号通知 「空き地の適正管理(除草)について(お願い)」 3. 25 東都み発第35号通知 「空き地の適正管理(除草)について(お願い)」 4. 25 東都み発第58号通知 「空き地の適正管理(除草)について」		みどりと環境課	任意的申出
22	H25.10.7	在郷軍人名簿(学徒出陣に関する部分)	H25.10.8	部分公開	在郷軍人名簿(東村山町)のうち凡例、記載例、適正証書付合一覧表、資格所有者の記載例、学徒出陣した方が記載されているページの抜粋	「戸主又八家族若八召集通報人住所氏名、本籍地(寄留地)(ただし『北多摩郡東村山町』までは公開)、氏名」は特定個人を識別できる情報のため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	地域福祉推進課	任意的申出
23	H25.10.21	1. コミュニティバスへの補助金の基準のわかるもの(最新のもの) 2. 都のシルバーパスの根拠条文といつからどのように補助金の運用が変わって、コミュニティバスの運賃を民間バスの初乗りと同額に値上げしても補助金が出なくなったのかその経緯のわかるもの 3. 2のことに関して市と都との交渉経過のわかるもの					交通課	請求の1、2、3についてはH25.11.6に所管課が情報提供したため取下げ
24	H25.11.5	現在市で再任用されている部長の給与及び手当の明細(市が負担している共済費も含めた人件費の総額もわかるもの)	H25.11.12	公開	H25年度における再任用職員(部長職)の給与支給見込み額一覧		人事課	

	請求年月日	請求公文書の名称または内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
25	H25.11.8	日本経済新聞社産業地域研究所「急速に進む高齢化に自治体はどう対応しているか」の調査に対する回答。 日経グローバル11/4発行号に調査結果が掲載されている	H25.11.21	部分公開	管理番号29業務依頼「日本経済新聞社『全国市区の高齢化対策に関する調査』依頼」及び回答	「調査元担当者氏名」は、特定個人を識別できる情報であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開  「回答先URL、ID番号、パスワード」は、日経リサーチ社が再び東村山市に対して同じ回答先URL、ID番号、パスワードを振り分ける可能性があり、公開すると他者が東村山市になりすまして回答することが可能となる。これにより調査の信頼性が失われ、当該企業の事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	高齢介護課	
26	H25.11.8	H12年以降現在までに、墓地埋葬等に関する法律に基づく墓地経営許可申請に対して許可もしくは不許可処分等を行ったことを証する資料（市への許可権限移譲前に東京都において許可もしくは不許可がなされた資料で、市が保管するものを含む）	H25.11.18	非公開（文書不存在）		H12年以降、東京都、東村山市のいずれにも墓地の経営許可申請がされておらず、許可、不許可を証する文書が存在しないため非公開	みどりと環境課	任意的申出
27	H25.11.13	東村山市保育施策の推進に関する基本方針（案）を策定する際に参考にした、保育園の現場職員（保育士等）から提出された意見書を含む文書等全て	H25.11.19	公開	H25年度No.392報告書「東村山市立保育園の設置運営方針に対する市立保育園からの意見書の提出」		子ども育成課	

	請求年月日	請求公文書の名称または内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
28	H25.11.21	東村山市美住町2- - 空き地の所有者に宛てた剪定依頼の内容証明について	H25.11.29	公開	25東都み発第73号通知「空き地の適正管理(除草及び剪定)について」		みどりと環境課	
	H25.11.25	自治基本条例について市民会議と市民会議の講師に関する以下の情報 1.講師選定の経緯とコーディネーターの契約書 2.講師料の全て	H25.12.9	部分公開	1. H23年度No.118起案書「市民会議の運営に伴うコーディネーターの委託」 2. H23年度委託契約書「自治基本条例策定支援業務委託」 3. H24年度委託契約書「自治基本条例策定支援業務委託」	2、3の文書について「契約の相手方である代表者の印影」は条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	企画政策課	請求日から起算して14日目のH25.12.8が日曜日であるため、その翌日のH25.12.9を期限とした

	請求年月日	請求公文書の名称または内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
29		<p>「かんとん自治基本条例」東村山公民館(H25.11からのもの)について以下の情報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公民館主催「かんとん自治基本条例」講座開設にかかわる資料一式</li> <li>2. 主催の指示書(公民館から市側へのももの)</li> <li>3. 講師の謝礼とその他経費一切</li> <li>4. 講座に関する経費の全て</li> </ol>	H25.12.9	部分公開	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民講座「かんとん自治基本条例」の開催に伴い、講座ボランティアに送付したメールの内容</li> <li>2. H25年度No.39起案書「市民講座『かんとん自治基本条例』の開催」</li> <li>3. 25東教教公発第13号通知「H25年度市民講座『かんとん自治基本条例』の講師について(依頼)」</li> <li>4. H25.10.21付「H25年度 学級・講座終了報告書(復命書)」</li> <li>5. 25東教教公発第6号通知「H25年度市民講座『かんとん自治基本条例』の講師派遣について(依頼)」(企画政策課長宛てのもの)</li> <li>6. 25東教教公発第6号通知「H25年度市民講座『かんとん自治基本条例』の講師派遣について(依頼)」(企画政策課担当職員宛てのもの)</li> <li>7. H25.10.3起票の支出負担行為 伺兼決議書「市民講座等講師謝礼」</li> <li>8. 7の支出をした財務会計システムの記録</li> <li>9. H25.9.27起票の支出負担行為 伺兼決議書「経常的消耗品」</li> <li>10. 9の支出をした財務会計システムの記録</li> <li>11. H25.10.4起票の支出負担行為 伺兼決議書「経常的消耗品」</li> <li>12. 11の支出をした財務会計システムの記録</li> </ol>	<p>4の文書について 「講座参加者の氏名・住所・電話番号、ボランティアの氏名」 7の文書について 「NPO法人代表である講師の自宅住所・生年月日」 上記は特定個人を識別できる情報であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p> <p>7の文書について 「NPO法人代表である講師の謝礼振込先の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号」は条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>9、10の文書について 「消耗品購入先業者の代表者印影」は条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p>	公民館	



	請求年月日	請求公文書の名称または内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
	H25.11.25	<p>「自治基本条例策定市民会議」及び「市民討議会」に関する以下の情報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.両会議に参加した市民の人数、氏名、出席状況</li> <li>2.両会議主催者側の参加者一覧と出席状況</li> <li>3.両会議にかかった費用一切</li> <li>4.両会議の参加者選出の方法とそれにかかった費用一切</li> <li>5.両会議の議事録作成、市民会議ニュース等広報にかかった費用一切</li> </ol>	H25.12.13	部分公開	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.H23年度No.137報告・復命書「第1回自治基本条例策定市民会議(開催報告)」</li> <li>2.H23年度No.159報告・復命書「第2回自治基本条例策定市民会議(開催報告)」</li> <li>3.H23年度No.172報告・復命書「第3回自治基本条例策定市民会議(開催報告)」</li> <li>4.H23年度No.192報告・復命書「第4回自治基本条例策定市民会議(開催報告)」</li> <li>5.H23年度No.222報告・復命書「第5回自治基本条例策定市民会議(開催報告)」</li> <li>6.H24年度No.18報告・復命書「第6回自治基本条例策定市民会議(開催報告)」</li> <li>7.H24年度No.47報告・復命書「第7回自治基本条例策定市民会議(開催報告)」</li> <li>8.H24年度No.76報告・復命書「第8回自治基本条例策定市民会議(開催報告)」</li> <li>9.H24年度No.99報告・復命書「第9回自治基本条例策定市民会議(開催報告)」</li> <li>10.H24年度No.127報告・復命書「第10回自治基本条例策定市民会議(開催報告)」</li> <li>11.H24年度No.156報告・復命書「第11回自治基本条例策定市民会議(開催報告)」</li> <li>12.H24年度No.185報告・復命書「第12回自治基本条例策定市民</li> </ol>	市民会議受付簿(文書1から18)及び市民会議参加者の抽選結果名簿(文書63)中「フリガナ・名前・住所」、会議出席者の顔と氏名がわかる写真(文書1、3)、会議出席者最年少者の氏名(文書18)、市民会議のサポート団体である懇団塊代表者の自宅住所、電話番号(文書20)、市民討議会出席者のうち市職員でない者の氏名(文書64)、市民討議会のグループ別討議参加者の氏名(文書64)、市民討議会出席者の「名前・ふりがな」(文書65)は、特定個人を識別できる情報であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	企画政策課	<p>請求対象の公文書が多く、非公開部分の検討にも時間がかかるため、H25.12.13まで期間延長</p> <p>請求対象の公文書の枚数が多く、費用がかかる旨を請求者に連絡したところ、公文書に添付されているものうち、市ホームページに掲載されているものは除いてほしいと申し出があったため、該当部分は除外している</p>

	請求年月日	請求公文書の名称または内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					会議(開催報告)」 13.H24年度No.189報告・復命書 「第13回自治基本条例策定市民 会議(開催報告)」 14.H24年度No.210報告・復命書 「第14回自治基本条例策定市民 会議(開催報告)」 15.H24年度No.246報告・復命書 「第15回自治基本条例策定市民 会議(開催報告)」 16.H24年度No.268報告・復命書 「第16回自治基本条例策定市民 会議(開催報告)」 17.H24年度No.319報告・復命書 「第17回自治基本条例策定市民 会議(開催報告)」 18.H24年度No.327報告・復命書 「第18回自治基本条例策定市民 会議(開催報告)」 19.H23支出負担行為伺兼決議書 No.050610759(H23.10.11起票) 20.H23支出負担行為伺兼決議書 No.050610838(H23.10.11起票) 21.H23支出負担行為伺兼決議書 No.050610849(H23.10.11起票) 22.H24支出負担行為伺兼決議書 No.110587381(H25.3.29起票) 23.H23支出負担行為伺兼決議書 No.050211532(H23.8.11起票) 24.H23支出負担行為伺兼決議書 No.050258106(H23.9.14起票) 25.H23支出負担行為伺兼決議書 No.050465836(H24.1.27起票) 26.H23支出負担行為伺兼決議書 No.050465847(H24.1.27起票) 27.H23支出負担行為伺兼決議書			

	請求 年月日	請求公文書の名称ま たは内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
30					No.050488808(H24.2.8起票) 28.H23支出負担行為伺兼決議書 No.110238104(H23.9.2起票) 29.H23支出負担行為伺兼決議書 No.050273024(H23.9.30起票) 30.H23支出負担行為伺兼決議書 No.050426293(H24.1.6起票) 31.H24支出負担行為伺兼決議書 No.050021609(H24.4.13起票) 32.H24支出負担行為伺兼決議書 No.110042220(H24.5.1起票) 33.H24支出負担行為伺兼決議書 No.110146078(H24.7.4起票) 34.H24支出負担行為伺兼決議書 No.110189019(H24.8.1起票) 35.H24支出負担行為伺兼決議書 No.050264394(H24.9.26起票) 36.H24支出負担行為伺兼決議書 No.050357915(H24.11.28起票) 37.H24支出負担行為伺兼決議書 No.110363608(H24.12.3起票) 38.H24支出負担行為伺兼決議書 No.050532921(H25.3.12起票) 39.H24支出負担行為伺兼決議書 No.110561541(H25.3.21起票) 40.H24支出負担行為伺兼決議書 No.050568111(H25.3.22起票) 41.H23支出負担行為伺兼決議書 No.050230050(H23.8.30起票) 42.H23支出負担行為伺兼決議書 No.110161468(H23.7.7起票) 43.H23支出負担行為伺兼決議書 No.110289481(H23.10.7起票) 44.H23支出負担行為伺兼決議書 No.110297266(H23.10.12起票) 45.H23支出負担行為伺兼決議書			

	請求 年月日	請求公文書の名称ま たは内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
					No.110335775(H23.11.7起票) 46.H23支出負担行為伺兼決議書 No.110411567(H23.12.22起票) 47.H23支出負担行為伺兼決議書 No.110430052(H24.1.10起票) 48.H23支出負担行為伺兼決議書 No.110483364(H24.2.6起票) 49.H23支出負担行為伺兼決議書 No.110622628(H24.3.30起票) 50.H24支出負担行為伺兼決議書 No.110162694(H24.7.12起票) 51.H24支出負担行為伺兼決議書 No.110285757(H24.10.10起票) 52.H24支出負担行為伺兼決議書 No.110430052(H25.1.17起票) 53.H24支出負担行為伺兼決議書 No.110476074(H25.2.14起票) 54.H24支出負担行為伺兼決議書 No.110540863(H25.3.14起票) 55.H24支出負担行為伺兼決議書 No.110592578(H25.3.31起票) 56.H23支出負担行為伺兼決議書 No.330271640(H23.9.30起票) 57.H24支出負担行為伺兼決議書 No.330040004(H24.4.1起票) 58.H24支出負担行為伺兼決議書 No.050089456(H24.5.30起票) 59.「自治基本条例策定市民会議」 及び「市民討議会」に係る職員 時間外勤務手当額一覧 60.H23年度No.117起案書「自治 基本条例の策定に伴う市民 会議の開催」 61.H23年度No.124起案書「市民会議			

	請求 年月日	請求公文書の名称ま たは内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
					<p>の開催に伴う公開抽選の実施」  62.H23年度No.126起案書「市民会議  の開催に伴う公開抽選の実施  方法」  63.H23年度No.127起案書「自治基本  条例の策定に伴う市民会議の  参加者決定」  64.H22年度No.195報告・復命書  「市民討議会概要報告」  65.H22年度清算書伝票  No.130386704  (H22.12.13起票)の添付資料  である参加者名簿  66.H22年度支出負担行為伺兼決議  書No.110425944(H22.12.27起票)  67.H22年度支出負担行為伺兼決議  書No.110443135(H23.1.11起票)  68.H22年度支出負担行為伺兼決議  書No.050400015(H22.12.9起票)  69.H22年度精算書No.130386669  (H22.12.14起票)  70.H22年度支出負担行為伺兼決議  書No.050348858(H22.11.10起票)  71.H22年度支出負担行為伺兼決議  書No.110389369(H22.12.7起票)  72.H22年度支出負担行為伺兼決議  書No.110441874(H23.1.11起票)  73.H22年度支出負担行為伺兼決議  書No.110441931(H23.1.11起票)  74.H22年度支出負担行為伺兼決議  書No.110494625(H23.2.8起票)  75.H22年度支出負担行為伺兼決議  書No.110546971(H23.3.8起票)  76.H22年度支出負担行為伺兼決議  書No.110613437(H23.3.31起票)</p>			

	請求 年月日	請求公文書の名称ま たは内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
					77.H22年度支出負担行為伺兼決議書No.050386760(H22.12.6起票) 78.H22年度 No.143起案書「市民討議会の開催に伴う住民基本台帳データ抽出の実施」			
31	H25.12.5	市内運動公園内のSLの賃貸借契約書(JRとの)とその関連書類	H25.12.17	部分公開	1. S51.12.3付通知文書「蒸気機関車D51 684の部外貸付について」 2. S51.10.11付「車両貸借契約書」 3. S62.2.26付通知文書「契約継続通知書」	1、2、3の文書について「日本国有鉄道東京西鉄道管理局長の印影」は条例第6条第3号法人情報に該当し非公開(法人代表者の印影を非公開としている理由と同じである)	市民スポーツ課	任意的申出

	請求年月日	請求公文書の名称または内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
	H25.12.6	H24年の自治基本条例策定支援業務委託料のうち 1. 業者の選定過程・理由のわかるもの(見積り書も含む) 2. 契約書 3. 委託業務について業者から出された報告書等業者が提出したもの全て 4. 委託業務について市がチェックしたもの	H25.12.19	部分公開	1. H23年度No.118起案書「市民会議の運営に伴うコーディネーターの委託」と「御見積書」(H24.3.12付) 2. H24年度自治基本条例策定支援業務委託に関する以下の書類 執行伺、指名(伺)(見積合)、指名業者一覧、契約締結請求書、入札(見積)経過報告書、予定価格調書、入札(見積)経過調書、見積書、契約締結決定通知書、内訳書 3. 契約番号24東総契契委第120176号H24年度委託契約書「自治基本条例策定支援業務委託」 4. (H24.4.8)「東村山市自治基本条例策定市民会議 進め方会議」の次第及び資料 5. H24年度No.5報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第14回運営等打合せ会議」 6. H24年度No.44報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第15回運営等打合せ会議」 7. H24年度No.45報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第16回運営等打合せ会議」 8. H24年度No.65報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第17回運営等打合せ会議」	「法人代表者の個人印影(文書1、2)」は特定個人を識別できる情報であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開  「法人の代表者印影(文書1)及び契約受託者の代表者印影(文書3)」は条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	企画政策課	

	請求 年月日	請求公文書の名称ま たは内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
					9. H24年度No.66報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第18回運営等打合せ会議」 10. H24年度No.78報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第19回運営等打合せ会議」 11. H24年度No.83報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第20回運営等打合せ会議」 12. H24年度No.105報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第21回運営等打合せ会議」 13. H24年度No.115報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第22回運営等打合せ会議」 14. H24年度No.126報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第23回運営等打合せ会議」 15. H24年度No.158報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第24回運営等打合せ会議」 16. H24年度No.198報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第25回運営等打合せ会議」 17. H24年度No.199報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第26回運営等打合せ会議」			



	請求 年月日	請求公文書の名称ま たは内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
32					18. H24年度No.201報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第27回運営等打合せ会議」 19. H24年度No.202報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第28回運営等打合せ会議」 20. H24年度No.203報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第29回運営等打合せ会議」 21. H24年度No.204報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第30回運営等打合せ会議」 22. H24年度No.236報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第31回運営等打合せ会議」 23. H24年度No.235報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第32回運営等打合せ会議」 24. H24年度No.264報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第33回運営等打合せ会議」 25. H24年度No.270報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第34回運営等打合せ会議」 26. H24年度No.271報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第35回運営等打合せ会議」			

	請求 年月日	請求公文書の名称 または内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
					27. H24年度No.311報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第36回運営等打合せ会議」 28. H24年度No.252報告・復命書「自治基本条例策定市民会議第37回運営等打合せ会議」 29. (H24.4.22) 第7回会議「進行企画」 30. (H24.5.27) 第8回会議 同上 31. (H24.6.17) 第9回会議 同上 32. (H24.7.22) 第10回会議 同上 33. (H24.8.19) 第11回会議 同上 34. (H24.9.23) 第12回会議 同上 35. (H24.10.28) 第13回会議 同上 36. (H24.11.18) 第14回会議 同上 37. (H24.12.16) 第15回会議 同上 38. (H25.1.20) 第16回会議 同上 39. (H25.2.17) 第17回会議 同上 40. (H25.3.17) 第18回会議 同上 41. (H24.4.22) 第7回「次第、要旨、写真、及び振り返りシート」 42. (H24.5.27) 第8回 同上 43. (H24.6.17) 第9回 同上 44. (H24.7.22) 第10回 同上 45. (H24.8.19) 第11回 同上 46. (H24.9.23) 第12回 同上 47. (H24.10.28) 第13回 同上 48. (H24.11.18) 第14回 同上 49. (H24.12.16) 第15回 同上 50. (H25.1.20) 第16回 同上			

	請求 年月日	請求公文書の名称ま たは内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
					51. (H25.2.17)第17回 同上 52. (H25.3.17)第18回 同上 53. H24年9月東村山市自治基本条 例策定市民会議中間報告(案) 【たたき台】と確定版 54. H25年4月東村山市自治基本条 例策定市民会議報告書(案)と 確定版 55. 検査調書(副本)H24年4月分から H25年3月分			

請求年月日	請求公文書の名称または内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
H25.12.6	H23年からの東村山市自治基本条例庁内検討会議について 1.会議設置の経緯がわかるもの 2.会議で話し合われた内容のわかるもの(詳細なもの)	H25.12.18	部分公開	1. H23年度No.138起案書「(仮称)自治基本条例の策定に伴う庁内検討チームの設置」 2. H23年度No.152報告・復命書「第1回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」 3. H23年度No.162起案書「第2回自治基本条例庁内検討会議の開催に伴う講師の依頼」 4. H23年度No.186報告・復命書「第2回東村山市自治基本条例庁内検討会(報告)」 5. H23年度No.214報告・復命書「第3回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」 6. H23年度No.237報告・復命書「第4回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」 7. H23年度No.235起案書「H24年度の自治基本条例庁内検討会議の進め方及びメンバーの取扱い」 8. H24年度No.17報告・復命書「H24年度第1回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」 9. H24年度No.54報告・復命書「H24年度第2回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」 10.H24年度No.87報告・復命書「H24年度第3回東村山市自治基本条例庁内検討会議(報告)」	4の文書について「講演用レジュメ及び講演内容」(以下講演用レジュメ等という。)は講演者の著作物である。著作権保護のため、市が講演記録として保管する以外は公開しないよう、事前に講演者から求められている。 著作権法第42条の2には、情報公開条例の規定により著作物を公開するときは、必要と認められる限度で著作物を利用できると定められているが、講演者に断りなく著作物を公開すると、著作物を利用し、同様の講演を行うことが可能となり、講演者の研究上の実績や利益が侵害されるおそれがある。 本請求は「東村山市自治基本条例庁内検討会議の設置経過と会議で話し合われた内容がわかるもの」であり、「講演用レジュメ等」以外の公文書の公開により、請求目的	企画政策課	

33	請求 年月日	請求公文書の名称ま たは内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
					11.H24年度No.129報告・復命書 「H24年度第4回東村山市自治 基本条例庁内検討会議(報告)」 12.H24年度No.159報告・復命書 「東村山市自治基本条例庁内 検討会議のあゆみ～中間のふ りかえり～(案)」 13.H24年度No.176報告・復命書 「H24年度第5回東村山市自治 基本条例庁内検討会議(報告)」 14.H24年度No.177報告・復命書 「H24年度第6回東村山市自治 基本条例庁内検討会議(報告)」 15.H24年度No.207報告・復命書 「東村山市自治基本条例庁内 検討会議 中間報告」 16.H24年度No.211報告・復命書 「H24年度第7回東村山市自治 基本条例庁内検討会議(報告)」 17.H24年度No.255報告・復命書 「H24年度第8回東村山市自治 基本条例庁内検討会議(報告)」 18.H24年度No.309報告・復命書 「H24年度第9回東村山市自治 基本条例庁内検討会議(報告)」	を満たすことが可能であ る。 したがって、「講演用レ ジュメ等」を公開する場合 の不利益は、非公開にし た場合の請求者の不利 益より重いと判断し、「講 演用レジュメ等」は条例 第6条第2号個人情報に 該当し非公開		

	請求年月日	請求公文書の名称または内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
	H25.12.13	1.H24年度の自治基本条例策定事業費、11.需用費、(1)消耗品費36000円の支払内容とその支出伺及び支出命令 2.H25年度の自治基本条例策定事業費、11.需用費の全てについての支払内容とその支出内容及び支出命令	H25.12.26	部分公開	1. H24支出負担行為伺兼決議書 No.050021609(H24.4.13起票)、御見積書、H24支出命令書 No.090021609(H24.5.11支払済)、請求書 2. H24支出負担行為伺兼決議書 No.110042220(H24.5.1起票)、H24支出命令書No.110042220(H24.5.16支払済)、会計課から企画政策課にあてた納付通知書 3. H24支出負担行為伺兼決議書 No.110146078(H24.7.4起票)、H24支出命令書No.110146078(H24.7.11支払済)、会計課から企画政策課にあてた納付通知書 4. H24支出負担行為伺兼決議書 No.110189019(H24.8.1起票)、H24支出命令書No.110189019(H24.8.8支払済)、会計課から企画政策課にあてた納付通知書 5. H24支出負担行為伺兼決議書 No.050264394(H24.9.26起票)、御見積書、H24支出命令書 No.090264394(H24.10.19支払済)、請求書 6. H24支出負担行為伺兼決議書 No.050357915(H24.11.28起票)、御見積書、H24支出命令書 No.090357915(H24.12.20支払済)、請求書	1、5、6、8、10、11、16の文書について 「支払先金融機関名、口座種別、口座番号」は法人が事業をする上で内部的に管理する情報であり、公開することにより法人の事業運営が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開  「法人の代表者印影」は条例第6条第3号法人情報に該当し非公開  「法人代表者の個人印影」は個人を識別できる情報であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開  「H25年度の需用費のうち食糧費」は現時点において未支出であるため、支出負担行為伺兼決議書、支出命令書は存在せず非公開	企画政策課	

	請求 年月日	請求公文書の名称ま たは内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
34					<p>7. H24支出負担行為伺兼決議書 No.110363608(H24.12.3起票)、 H24支出命令書No.110363608 (H24.12.17支払済)、会計課から 企画政策課にあてた納付通知書</p> <p>8. H24支出負担行為伺兼決議書 No.050532921(H25.3.12起票)、 御見積書、H24支出命令書 No.090532921(H25.4.4支払済)、 請求書</p> <p>9. H24支出負担行為伺兼決議書 No.110561541(H25.3.21起票)、 H24支出命令書No.110561541 (H25.3.27支払済)、会計課から 企画政策課にあてた納付通知書</p> <p>10.H24支出負担行為伺兼決議書 No.050568111(H25.3.22起票)、 御見積書、H24支出命令書 No.090568111(H25.4.19支払 済)、請求書</p> <p>11.H25支出負担行為伺兼決議書 No.050039866(H25.4.30起票)、 御見積書、H25支出命令書 No.090039866(H25.5.28支払 済)、請求書</p> <p>12.H25支出負担行為伺兼決議書 No.110155371(H25.7.5起票)、 H25支出命令書No.110155371 (H25.7.9支払済)、会計課から</p>			

	請求 年月日	請求公文書の名称ま たは内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
					企画政策課にあてた納付通知書 13.H25支出負担行為何兼決議書 No.110193272(H25.8.2起票)、 H25支出命令書No.110193272 (H25.8.9支払済)、会計課から 企画政策課にあてた納付通知書 14.H25支出負担行為何兼決議書 No.110320038(H25.11.1起票)、 H25支出命令書No.110320038 (H25.11.7支払済)、会計課から 企画政策課にあてた納付通知書 15.H25支出負担行為何兼決議書 No.110370897(H25.12.5起票)、 H25支出命令書No.110370897 (H25.12.9支払済)、会計課から 企画政策課にあてた納付通知書 16.H25支出負担行為何兼決議書 No.050181336(H25.7.25起票)、 御見積書、H25支出命令書 No.090181336(H25.8.20支払 済)、請求書			



	請求年月日	請求公文書の名称または内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
35	H25.12.24	H23年の自治基本条例策定支援業務委託料のうち業者の選定過程・理由のわかるもの(他社と金額や内容を比較したことがわかるもの)	H26.1.6	部分公開	<ol style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例策定コンサル候補業者の一覧と候補業者から提出された御見積書</li> <li>H23年度自治基本条例策定支援業務委託に関する以下の書類 執行伺、指名(伺)(見積合)、指名競争入札(見積)通知書、指名業者一覧、予定価格の決定について、予定価格調書、入札(見積)経過報告書、御見積書、契約締結起案書、支払内訳書(総括)(明細)、契約台帳、契約事務分掌の指定書</li> <li>委託契約書 契約番号 23東経企契委第220683号</li> </ol>	<p>1の文書について「見積金額・積算の内訳」は業者が自らの営業戦略に基づき設定した内部情報であり、通常、業者が発注主以外に公にしているものではない。これを公開すると、当該業者がいくらでこの業務を請け負うのかという営業戦略が明らかになり、これを同業他社や顧客に知られると今後の営業活動において競争上不利になるなど事業運営上の利益が損なわれるおそれがある。</p> <p>ただし業者の利益は、「業者名が特定できる部分」のみを非公開にして見積書を公開することで保護することが可能である。よって、御見積書中の「業者名・住所・郵便番号・代表取締役氏名・業者の印影」は条例第6条第3号法人情報に判断し非公開とする</p>	企画政策課	

	請求 年月日	請求公文書の名称ま たは内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>「業者の代表者印影」は 条例第6条第3号法人情 報に該当し非公開</p> <p>「業者の担当者・責任者 の印影」は特定個人を識 別できる情報であるた め、条例第6条第2号個人 情報に該当し非公開</p> <p>2、3の文書について 「受託者の代表者印影」 は条例第6条第3号法人 情報に該当し非公開</p>		

	請求年月日	請求公文書の名称または内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
36	H25.12.27	都道128号東村山東大和線整備事業予定地である本町2-7-13、18(東村山第1号踏切付近)の土地取得に関する経過を含む書類(契約書を含む)。	H26.1.8	部分公開	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. H25年度No.144報告書「東村山第1号踏切(大踏切)交差点改良事業に係る地権者との打合せ」</li> <li>2. H25年度No.166報告書「東村山第1号踏切(大踏切)交差点改良事業に係る地権者との用地取得交渉(その1)」</li> <li>3. H25年度No.167起案書「H25年度東村山市土地開発公社による都道128号線東村山東大和線(東村山第1号踏切付近)整備受託事業用地の取得」</li> <li>4. H25年度No.187報告書「東村山第1号踏切(大踏切)交差点改良事業の施行に向けた地権者との用地取得交渉(その2)」</li> <li>5. H25.9.26付「土地売買契約書」</li> <li>6. H25.9.26付「一般媒介契約書」</li> </ol>	<p>「土地家屋調査士の印影(文書1、3)、土地売買契約相手方及び仲介業者の代表者印影(文書5)、一般媒介契約の相手方である業者の代表者印影(文書6)」は条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>「前地権者の個人印影(文書1、3)、隣接地権者の個人印影(文書1、3)、土地売買契約相手方業者の従業員氏名(文書1、2、4)、土地売買契約仲介業者の従業員氏名(文書4)、土地売買契約相手方及び仲介業者の宅地建物取引主任の氏名・個人番号・個人印影(文書5)」は特定個人を識別できる情報であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p>	用地・事業課	

## 4 情報公開不服申立て一覧

諮問番号 (公開請求の 年度・通し番 号)	不服の内容	実施機関 原処分	不服申立て 年月日	諮問年月日	答申年月日	答申内容	不服申立てに対する決定	
							決定年月日	決定内容
平成24年 度第1号 (平成24- No.13)	<p>平成24年10月5日付24東資施収第59号の3で施設課が行った公文書非公開決定処分を取り消し、非公開部分を公開することを求める。また、秋水園周辺対策協議会に係る関連資料の公開を求める。</p> <p>平成24年9月13日に「平成24年8月28日市議会(臨時)において、市長または部長が答弁されていた『リサイクルセンターについては8年前から住民に説明してきた』ということの証拠となる書類すべて。」として公文書の公開を請求したが、これは後に正式に出された東村山市議会会議録第14号(平成24年東村山市議会8月臨時会)の中の市長の答弁「平成17年度より、議会並びに市民の皆さんと足かけ8年にわたり、私としては相当丁寧な議論を積み重ね」のことを指している。この「議論を積み重ね」たことを説明できるものとして</p> <p>秋水園整備計画研究調査会 秋水園周辺対策協議会 秋水園リサイクルセンター整備基本計画検討会 市議会 が存在する。</p> <p>は今回の請求で後半部分の必要な議事録が公開された。とは公開されている。については「市は会議録を保有していない」との回答があったが、任意団体であるとはいえ、行政は地元の組織としてここに定期的に参加し、説明や意見交換を行ってきている。ましてや施設の変更等の際には、理解を得るために十分な説明を行って当然である。これらの記録を行政側が残していないとすれば何をもって地元が了承したとする</p>	施設課 部分公開	H24.12.3	H25.2.19	H25.11.29	<p>本件処分は妥当であり、取り消す必要はない。</p> <p>本件公開請求の対象文書 本件公開請求文書は、「市長がリサイクルセンターの建設決定について8年前から住民に説明してきたことの証拠となる書類」と幅広く記載されていたため、市の総務課情報公開係職員と本件所管課である施設課職員が申立人と文書特定のための話し合い、文書特定作業を行った。その結果、公開請求文書は研究調査会の会議録、周辺対策協議会の会議録の2文書であることが施設課職員と申立人の間で合意された。公開請求文書の特定は、市が公文書公開請求に対する諾否の決定を行うにあたって前提となるものであるため、上記特定後に周辺対策協議会の会議録及び周辺対策協議会における市側説明の報告書以外の関連資料の請求を本件請求で行うことはできないものと解される。</p> <p>秋水園周辺対策協議会の会議録について ・平成24年7月4日の前までの会議録 周辺対策協議会は市の組織ではなく、市の施設課職員はこれに公務として参加していなかった。参加は懇親のためであり、参加費用も自費であったことから、これを公務ととらえず会議録を作成していないことに不合理な点があるとまではいえない。</p>	H25.12.20	異議申立てを棄却する。

証拠と考えることができるのか。関係する文書や記録は存在すると思われる。  
また、当該非公開決定通知書において、請求対象文書を及びと特定されているが、これらは代表的例示に過ぎず、復命書及びメモ書き等の関連資料も同請求対象から除外したつもりはないため、周辺対策協議会に係る関連資料の公開を求める。

・平成24年7月4日以降の会議録  
平成24年7月4日以降の周辺対策協議会については、総会と懇親会を明確に分離したことから、総会の参加分を公務扱いとして会議録を作成することとした事実が認められる。しかしながら、本件リサイクルセンター建設は平成24年3月に予算化されて決定し、平成24年度から事業実施に至ったものであるため、本件公開請求内容である「リサイクルセンターの建設決定について8年前から説明してきた」ことの証拠となる文書には該当しない。

周辺対策協議会における市側説明の報告書について  
上記のとおり、市の施設課職員は平成24年7月4日の前までは周辺対策協議会に公務としての参加はしていないため、会議録だけでなく報告書も作成しなかったものと認められる。よって、対象文書としての報告書は不存在である。

## 5 情報公開請求に係る訴訟

事件番号	事件名	被告	提訴日	口頭弁論日	判決日	主 文	判決内容(結論)
裁判所名	請求内容	担当所管					